

令和8年度日本大学大学院法務研究科  
既修者単位認定試験 民事訴訟法 出題趣旨及び採点基準

[設問1]

(1) 裁判所は、YがXに対して不法行為による損害賠償義務を負い、損害額は600万円であるとの心証を得た。これに加えて、30万円の一部弁済があったとの心証も得ているが、その事実の主張がないのであるから、弁論主義により、これを判決の基礎とすることはできない。したがって、600万円の支払を命ずる判決をすべきである。以上につき、書きぶりに応じて25点の範囲で点を与える。

(2) 裁判所は、釈明権の行使として、Yに対し、30万円の弁済の事実を主張するかどうか、確認することができる(149条1項)。そして、一部弁済があったとの心証を得たのであるから、釈明権を行使する義務(釈明義務)がないか、検討する必要がある。釈明義務があるとされる場合には、これを怠り、直ちに口頭弁論を終結することは許されない。以上につき、書きぶりに応じて25点の範囲で点を与える。

[設問2]

訴訟外で訴え取下げの合意があったにもかかわらず、原告が訴えを取り下げない場合、原告は権利保護の利益を喪失したとして、訴え却下の判決をすべきであるとするのが判例であるが、学説においては、訴え取下げという訴訟法上の効果が直接発生しているとして、終局判決で訴訟終了宣言をすべきであるとする説などもある。いずれの立場に立って答えてもかまわないが、判例とは異なる立場に立って答えるのであれば、判例の立場についても説明する必要がある。以上につき、書きぶりに応じて25点の範囲で点を与える。

[設問3]

本件訴訟の確定判決においてされた「相殺の抗弁が認められない」との判断は、理由中の判断であって、「主文に包含するもの」(114条1項)ではないが、「相殺をもって対抗した額について」既判力を有する(114条2項)。したがって、Yが提起した訴え(後訴)において、裁判所はその判断に拘束されるから、請求棄却の判決をしなければならない(訴え却下ではないことに留意すること)。以上につき、書きぶりに応じて25点の範囲で点を与える。